

柳川市行政改革

集中改革プラン

(平成17年度～平成21年度)

平成18年3月

柳川市

目 次

I 集中改革プラン策定の背景

- 1 厳しい行財政運営を取り巻く環境への対応・・・ 1
- 2 新たな視点からの改革の推進・・・ 1
- 3 「新地方行革指針」からの要請・・・ 2

II 集中改革プランの内容

- 1 集中改革プランの考え方・・・ 3
- 2 集中改革プランの目的・・・ 3
- 3 計画期間・・・ 3
- 4 集中改革プランの取組項目・・・ 3

III 取組項目

- 1 事務・事業の再編・整理・・・ 4
- 2 民間委託等の推進・・・ 6
- 3 定員管理の適正化・・・ 8
- 4 給与等の適正化・・・ 10
- 5 経費節減等の財政効果・・・ 12

IV 集中改革プランの推進体制

- 1 進行管理と実施状況の公表・・・ 17
- 2 推進体制・・・ 17

I 集中改革プラン※ 策定の背景

1 厳しい行財政運営を取り巻く環境への対応

本市では、現在、平成19年度からのまちづくりの設計図となる「第1次柳川市総合計画※」を策定中です。これは、1市2町の合併に際し策定した「新市建設計画」の考え方を基本に、新市の今後10年間の方向性を明らかにするものですが、行財政改革が大前提となるものです。

このような中、本市の18年度予算編成においては、経常経費の見直しと削減に努めるとともに、新市建設計画に基づく各種事業に財源の重点的・効率的な配分を行っています。しかしながら、国と地方の借入金残高は、平成18年度末で800兆円を超えると推計され深刻な状況にあり、今後も、三位一体の改革※のもと、地方自治体もコスト意識を持った運営をしていかなければなりません。

※ 集中改革プラン

新地方行革指針に基づき、平成17年度を起点としておおむね平成21年度までの行政改革の推進にかかる具体的な取組みを明示したもので、全地方公共団体が平成17年度中に公表することとされている。

※ 総合計画

まちづくりの指針となる計画で基本構想、基本計画及びこれに基づく実施計画で構成されている。

※ 三位一体の改革

国と地方の税財政改革を指している。具体的には、国庫補助負担金、地方交付税の削減及び税源移譲を含む税源配分の見直しのことをいい、平成16年度から18年度の3年間で4兆円の国庫補助負担金の削減が決定している。

2 新たな視点からの改革の推進

このように厳しい経営環境にあっても、行政は、多種多様な市民ニーズに適切に対応していくことが必要です。また、同時に、「国から地方へ」「官から民へ」、そして、「小さくて効率的な政府の実現」など、大きな改革推進の流れの中で、分権型社会システムへの転換を進める必要もあります。この場合、これまでとは異なる新しい視点からの改革を進めることにより、市民サービスを充実させていくことが求められています。

すなわち、これまでのように行政が主として公共サービスを担っていくという考え方を改め、これからは、地域における市民活動、NPO※、ボランティア団体、民間事業者等の多様な主体と行政が互いに協力し、適切な役割分担を行うことで公共を担っていくという「協働」の視点からの改革を実施していくことが必要です。

※ NPO

「Non-Profit Organization」の略で市民が自発的につくったボランティア団体や、市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法（NPO法）により、法人に認証されたものを特定非営利活動法人（NPO法人）という。

3 「新地方行革指針」からの要請

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省は、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」いわゆる「新地方行革指針」を策定し、全国の地方公共団体に通知しました。

この「新地方行革指針」では、すべての地方公共団体に対して、行政改革の推進にかかる具体的な取組みを明示した「集中改革プラン」を策定し、住民に対して、その内容をわかりやすく公表するという「自治体の説明責任」を求めています。

II 集中改革プランの内容

1 集中改革プランの考え方

「新地方行革指針」では、人口減少時代を迎え、厳しい財政状況のもとで、これからの地方公共団体が住民の負担と選択に基づき、地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していくことが求められています。

また、「新地方行革指針」で示された「集中改革プラン」は、定員適正化、給与の適正化など数量的な見直し削減メニューが主体となっています。そのため、本市の「集中改革プラン」では、既に策定している「新市建設計画」の財政計画や行政運営を取り巻く環境を考慮し策定します。

さらに、次の視点に配慮し策定します。

- (1) 市民の視点の導入
- (2) 適正な経常経費の実現
- (3) 総合計画の推進及び新たな地域経営手法の導入
- (4) 地域協働の推進

2 集中改革プランの目的

「集中改革プラン」を実施することにより、行政改革の3つの目的を達成します。

- (1) 健全で効率的な行財政運営
- (2) 行政サービスの充実
- (3) 市民参画と協働

3 計画期間

「集中改革プラン」の計画期間は、平成17年度から平成21年度までとし、その間に計画、準備し、実施する項目を掲げます。

4 集中改革プランの取組項目

「集中改革プラン」は、「新地方行革指針」において公表することとされた以下の項目について、「Ⅲ 取組項目」として市民にわかりやすく明示した計画とします。

- (1) 事務・事業の再編・整理
- (2) 民間委託等の推進
- (3) 定員管理の適正化
- (4) 給与等の適正化
- (5) 経費節減等の財政効果

Ⅲ 取組項目

1 事務・事業の再編・整理

限られた財源の中で、多様化、複雑化する市民ニーズや新しい行政課題に対応していくためには、当初の目的に照らし効果の薄れてきた事業など、見直すべき事業については、適切に見直しを行っていく必要があります。

その際、「最少の経費で最大の効果をあげる」という行政運営の基本原則を実践するために、計画・実施・評価・改善という手段による行政評価[※]を有効に活用し、事務事業全般にわたり行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性、行政効率など幅広い角度から精査して、事務事業の整理合理化を図ります。

また、現在のような厳しい財政事情においては、これまでのように行政主導によるサービスの提供は困難な状況となっています。これからは、行政が主体となって事業を展開するのではなく、NPOや市民団体などが主体となって取り組むことが必要であり、それらを支援するための仕組みづくりが求められています。今後はNPO等の育成支援や行政パートナー制度[※]のあり方を検討し、多様な活動主体との協働によるまちづくりを進めます。

さらに、市民との協働を進めていくうえでは、行政の取組みに対する市民の関心の高まりもあり、行政からの積極的な情報提供とともに、市民が市政に参加できる環境づくりが必要です。市民の意見を幅広く集約し、それを施策や政策などに反映させるために、ワークショップ[※]（意見交換会）やパブリックコメント[※]（市民意見提出手続き）などを積極的に推進していきます。

※ 行政評価

行政における施策や事業に評価（単なる評価ではなく、市民の満足度等を尺度とするような評価を行う）を加えることにより、次の段階への反映や類似の施策、事業に反映することを可能とする仕組み。これにより、より一層、効率的で効果的な市民サービスの提供が可能になる。

※ 行政パートナー制度

現在行政で行っている業務を市民やNPOに委託し、市民協働による活力と魅力あるまちづくりを進めるもの。業務に参加する市民は、単なる労働力として参加するのではなく、行政と対等な立場で協働運営者と位置づけられる。

※ ワークショップ

もともとの意味は、作業場、工房など共同で何かを作る場所を意味するが、現代では、住民や専門家、行政などの参加者がみんなで意見を出したり作業したりしながら、あるテーマについて考え、合意に導くという場として広がっている。

※ パブリックコメント

基本的な計画や一定の政策等の策定に際し、市の原案等を公表し、それに対する意見や情報を求め、寄せられた意見等を考慮して最終的に意思決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表する一連の手続きをいう。

取組項目	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21
行政評価の活用	総合計画の実施計画に基づく事務事業評価実施（各種計画事業の進行管理）		準備	実施	継続	
協働によるまちづくり体制の整備	NPO等の育成支援および行政パートナー制度の研究・検討		研究・検討・実施			
市民参画の推進	ワークショップ、パブリックコメントの実施（注1）	実施	継続			

（注1）ワークショップは、総合計画策定において、市内を8ブロックに分け、平成17年8月から9月にかけて実施済。

総合計画基本構想（案）に係るパブリックコメントは、平成18年3月1日から実施中（3月31日まで）。

2 民間委託等の推進

本市は、これまでも清掃、警備、保守点検業務などの公共施設の管理業務や、ごみ収集運搬業務、公用車運転業務などについて民間委託を実施し、民間活力を活用した効率的、効果的な行政運営に努めてきました。

しかし、依然として厳しい財政状況のなかにあつて、これまで市が提供してきたサービスの必要性や行政、民間、地域との役割分担を見直すことも必要です。地域にとって最適なサービス主体の選択がなされるよう、今後も民間事業者のノウハウを活用し、行政サービスの向上と行政コストの削減を達成するため、指定管理者制度^{*}の活用など民間活力の導入を図る必要があります。

指定管理者制度については、公共性、公益性を確保しつつ、市民福祉を増進することを基本に、公の施設におけるサービス向上と管理経費の節減を図るため、各施設での導入の可能性を十分検討したうえで、可能なものについては指定管理者制度を積極的に活用します。

また、行政サービスの向上と行政運営経費の効率化を図るために、行政がこれまで行ってきた事務事業を総点検した上で、民間委託に関する推進計画を作成し、民間活力を活かした行政運営を進めていきます。

※ 指定管理者制度

「公の施設」の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のこと。従来、公の施設（市民会館、体育館等）の管理は、地方公共団体の出資法人（総合管理公社、スポーツ振興事業団等）などが管理受託者として管理を行う「管理委託制度」がとられてきたが、地方自治法の改正により、指定管理者による「管理代行制度」となり、民間事業者等の参入も可能となった。

取組項目	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21
指定管理者制度の活用	平成18年度に柳川市民会館、柳川市歴史民俗資料館について、指定管理者による管理運営を行う。その他の施設についても可能な施設は順次導入を図る。		実施	継続		
民間委託の推進	民間委託に関する推進計画を作成する。 ※基本的な考え方を次頁に記載。		準備	実施	継続	

<参考>

○ 民間委託の推進について

1 基本的な考え方

本市が実施している事務事業や施設の管理運営について、行政と民間の役割分担を見直すことにより、効率性、専門性、責任の確保等の観点を踏まえつつ、市民サービスの向上を目指して、民間活力の導入を積極的かつ計画的に推進していくこととします。

その際、行政自らが事務事業を行うよりも、専門的な技術や知識を持つ民間の活力を導入した方が費用対効果や効率性が認められる場合や、より地域に密着したNPOや市民団体などが実施することにより、協働や市民参加などの施策目的が達成され市民サービスが向上する場合には、積極的にこれらの民間活力を活用した行政運営を推進していくこととします。

また、民間委託の推進にあたっては、国の規制緩和や制度改正の動向等を踏まえ、中長期的な視点にたった検討を行い、行政と民間の役割を見直しつつ、市民の意見を尊重しながら、民間活力の導入準備が整ったものから順次取り組んでいきます。その際、限られた職員数により行政運営を行っていく必要があることから、別に定める「定員適正化計画」との整合性を図りつつ計画的な民間活力の導入を推進していくこととします。

2 事務事業の点検

行政と民間の役割分担を見直すにあたって、事務事業全般にわたって、幅広く点検を実施し、行政が担うべき領域について検討を行います。

事務事業の点検を進めるにあたっては、行政サービスの提供や事務事業の効率化について、行政組織の再編、広域的な対応、嘱託職員や臨時職員の活用、あるいはNPOや市民団体との協働など様々な方法が考えられます。

したがって、民間活力の導入については、様々な角度から検討、点検を行い、可能性を探っていくこととします。その際、行政が直接担当しなくてはならない事務事業の範囲は、概ね次のとおりです。

- (1) 法令の規定等により市が直接実施しなければならないもの。
- (2) 許認可等の公権力の行使にあたるもの。
- (3) 政策・施策の企画立案・調整・決定などのうち、自ら判断する必要があるもの。
- (4) 公正性や公平性の確保、個人情報保護が特に必要であり、自ら実施すべきもの。

3 民間活力導入の手法

民間活力の導入については、次の手法により行います。なお、業務内容や手法の特性に応じて、どの手法が適切か検討し活用を図ります。

(1) 民営化

事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間に移行すること。

(2) 指定管理者制度

地方公共団体の指定を受けた法人その他の団体が指定管理者として、公の施設の管理を代行すること。

(3) PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、運営能力及び技術的能力を活用して行い、地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供すること。

(4) 民間委託

市が行政責任を果たす上で、必要な監督権などを留保し、その事務事業の全部又は一部を民間企業や外部の団体、個人等に委託すること。


3 定員管理の適正化

本市は、平成17年3月21日の合併時、職員総数615人体制でスタートしました。また、合併直後の3月31日の退職者15人に対し、採用は消防吏員2人のみで、平成17年4月1日現在では602人となっています。

職員削減は、合併協議会で目標としていた消防吏員を除く職員について合併後10年間で15%を削減することを基本に定員削減計画を定めます。これに沿って、削減は、5年後の平成22年4月1日までに40人を削減します。

公営企業のうち水道事業については、既に配水場の民間委託などを行っており、現行人員からさらに削減することは厳しい状況です。また、下水道事業については、平成21年度までは認可計画区域の下水道建設整備のため現行人員が必要であり、平成22年度以降の下水道計画については合併浄化槽事業との調整が未定のため、現段階では削減計画には含めません。

職員の削減にあたっては、事務事業や組織機構の再編整理、民間活力の導入などにより計画的に削減していきます。

取組項目	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21
定員管理の適正化	機構改革、民間委託、臨時・嘱託職員の活用等により退職者補充の抑制を図り、平成22年4月1日時点での職員数を現在より40人程度削減します。					
	各年度職員削減目標数	15人	4人	10人	9人	2人
	削減額（千円）	125,805	159,353	243,223	318,706	335,480

(注1) 各年度職員削減目標数は、各年度末での退職者数からその次年度の採用者数を差し引いた人数。

削減額は、平成18年度一般会計当初予算での職員1人当たりの人件費8,387千円を各年度職員削減目標数に掛けて計算したものの累計。

◆ 定員削減計画

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	合併5年後目標		合併10年後目標	
								削減数	削減率	削減数	削減率
4月1日 定員 目標値	全職員数	602	587	583	573	564	562	40	6.6%	81	13.5%
	うち 公営企業職員数 (水道13、下水道9)	22	22	22	22	22	22	0	0.0%	1	4.5%
退職者数	全職員数	16	11	29	28	12					
次年度 採用者数	全職員数	1	7	19	19	10					

(注1) 17年度の退職は、定年・勸奨・死亡・自己都合退職等を含む。

(注2) 定員削減計画では、合併後5年間で40人の削減としているが、勸奨・自己都合等により年度によって若干の変動がある。ただし、退職者にあわせて将来の職員の年齢構成も配慮しつつ新規採用を行う。

4 給与等の適正化

(1) 合併直前から17年度までの取り組み

合併前の1市2町及び消防厚生事業組合における職員の給与は、給料表については、消防職員を除き、国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて定めています。それぞれの給料水準は、平成16年のラスパイレス指数[※]で見ると旧柳川市99.8、旧大和町100.0、旧三橋町98.9であり、合併後の17年のラスパイレス指数は、99.3で政令指定都市を除き県内24市中15番目になります。

また、職員手当のうち特殊勤務手当については、合併前の旧団体等で9種類あった手当を合併を機に消防本部に勤務する救急救命士に対する救急手当のみに見直しています。

通勤手当については、合併時に旧柳川市の手当の例で調整し、支給していましたが、平成17年6月に改正し、交通機関利用者及び交通用具利用者ともに国家公務員とまったく同じ制度に改正しています。

退職手当については、平成17年度末の退職者から退職時の特別昇給を廃止しています。

※ ラスパイレス指数

ラスパイレス指数は、国家公務員（一般行政職）の給料を100として比較した給料水準。

適正化済項目	実施内容	削減額
特殊勤務手当の適正化	救急手当のみ。 それ以外の手当は 合併時に廃止	救急手当以外の特殊勤務手当の支給額 16年度決算額 1,452千円
通勤手当の適正化	17年6月から国と 同じ	改正時点での影響額 △3,298千円/月
退職手当の適正化	17年度退職者から 退職時特別昇給を 廃止	退職手当1人分1号特別昇給影響額 約210千円

(2) 18年度以降の給与等の適正化の取り組み

今後の適正化項目としては、旅費日当を廃止し、時間外勤務手当については目標率を定め逡減的に縮減していきます。

また、17年人事院勧告に伴う「給与構造改革※」関連の項目については、調整手当を廃止し、給料表については、平成18年4月から改正後の国家公務員の行政職俸給表（一）を導入する予定です。

切替にあたっての経過措置として現給補償制度はありますが、改正後の給料表は全体として4.8%引き下げられた水準となります。

その他勤務実績を反映した昇給及び勤勉手当の配分が実施できるよう人事評価制度の構築に努めていきます。

※ 給与構造改革

適正な給与の地域間配分を実現するとともに、職務・職責を重視し、実績を的確に反映する給与制度への転換を図るもの。18年度から給与構造の抜本的な改革を行い、①地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し、②年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換、③勤務実績の給与への反映を図ることなどが柱となっている。

取組項目	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21
旅費日当の見直し	旅費のうち、日当を廃止し最小限の旅行雑費に見直し		準備	実施	継続	
時間外勤務手当の縮減	手当総額について、給料月額に対する割合を16年度実績6.4%から4%に縮減	実施・継続				
	縮減率の目標値	5%	4.75%	4.5%	4.25%	4%
調整手当の廃止	調整手当（3%）は、17年度で廃止		実施	継続		

上記項目についての削減額試算

○時間外勤務手当 1%縮減相当額 23,091 千円
(18年度一般会計当初予算による試算)

○調整手当の廃止 73,543 千円
(17年度一般会計当初予算額)

5 経費節減等の財政効果

(1) 計画的な財政運営

今後、市の財政状況は、三位一体の改革を受けて地方交付税[※]や国庫補助金等が削減されるなどして、さらに厳しさを増していきます。これに対応するために、国の動向や社会情勢を的確に反映させた財政計画を作成し、行政改革の効果を見据えた健全な財政運営に努めていきます。

また、市民が市の財政状況を総合的に把握できるように、情報をわかりやすく提供することも必要です。そのため、民間の経営感覚によるバランスシート[※]や行政コスト計算書[※]など、これまでの財政分析とは異なるコスト意識を重視した新しい手法の導入を図ります。

※ 地方交付税

一定水準の行政運営が維持できるよう、国から交付されるお金。一定の算式により金額が決まる「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて金額が決まる「特別交付税」とがある。

※ バランスシート

土地や建物などの財産（資産）とその財産を持つために使ったお金の調達方法（負債・正味資産）との年度末時点の残高を左右に並べたもの。

※ 行政コスト計算書

バランスシートに書かれていない人的サービスや給付サービスなどの行政サービスにかかった経費（コスト）とのお金の出どころ（収入）を1年間の総額で示したもの。バランスシートと組み合わせることで、行政サービスのコストを推計することができる。

(2) 経常経費の削減

本市と類似団体[※]との人口1人当たりの経常経費充当一般財源[※]を比較した場合、人件費以外では、物件費[※]、維持補修費及び繰出金が多い状況となっています。

今後、地方交付税を中心とした経常一般財源収入の伸びは期待できないため、健全な財政運営を目指す上では、職員数削減などの人件費の見直しとあわせて、物件費を中心とした経常経費の削減を進めていきます。

※ 類似団体

総務省が作成する類型別の団体をいい、人口規模と産業構造が似通っている市町村を一定の類型に分けたもので、類似団体と比較することで各地方公共団体の財政状況の特徴がわかる。

※ 一般財源

使い道が特定されておらず、どんな経費にも使用することができる財源のこと。一般的には、地方税、地方交付税など。

※ 物件費

光熱水費や各種委託料、旅費、物品の購入などの経費。

◆ 人口1人当たりの経常経費充当一般財源

(単位：円)

区 分		柳川市 A	類似団体 B	比較 A-B
経常経費充当一般財源	人件費	66,317	61,484	4,833
	扶助費	13,119	13,764	△ 645
	公債費	38,104	39,480	△ 1,376
	物件費	25,949	24,080	1,869
	維持補修費	3,170	2,708	462
	補助費等	22,368	26,303	△ 3,935
	投資・出資・貸付金	0	92	△ 92
	繰出金	23,503	19,467	4,036
	合 計	192,530	187,378	5,152
経常一般財源収入		204,317	215,504	△ 11,187

(注1) 柳川市は平成16年度決算、類似団体は平成15年度決算の数値。

人口は、柳川市が平成17年3月31日現在、類似団体が平成16年3月31日現在の住基人口を使用。

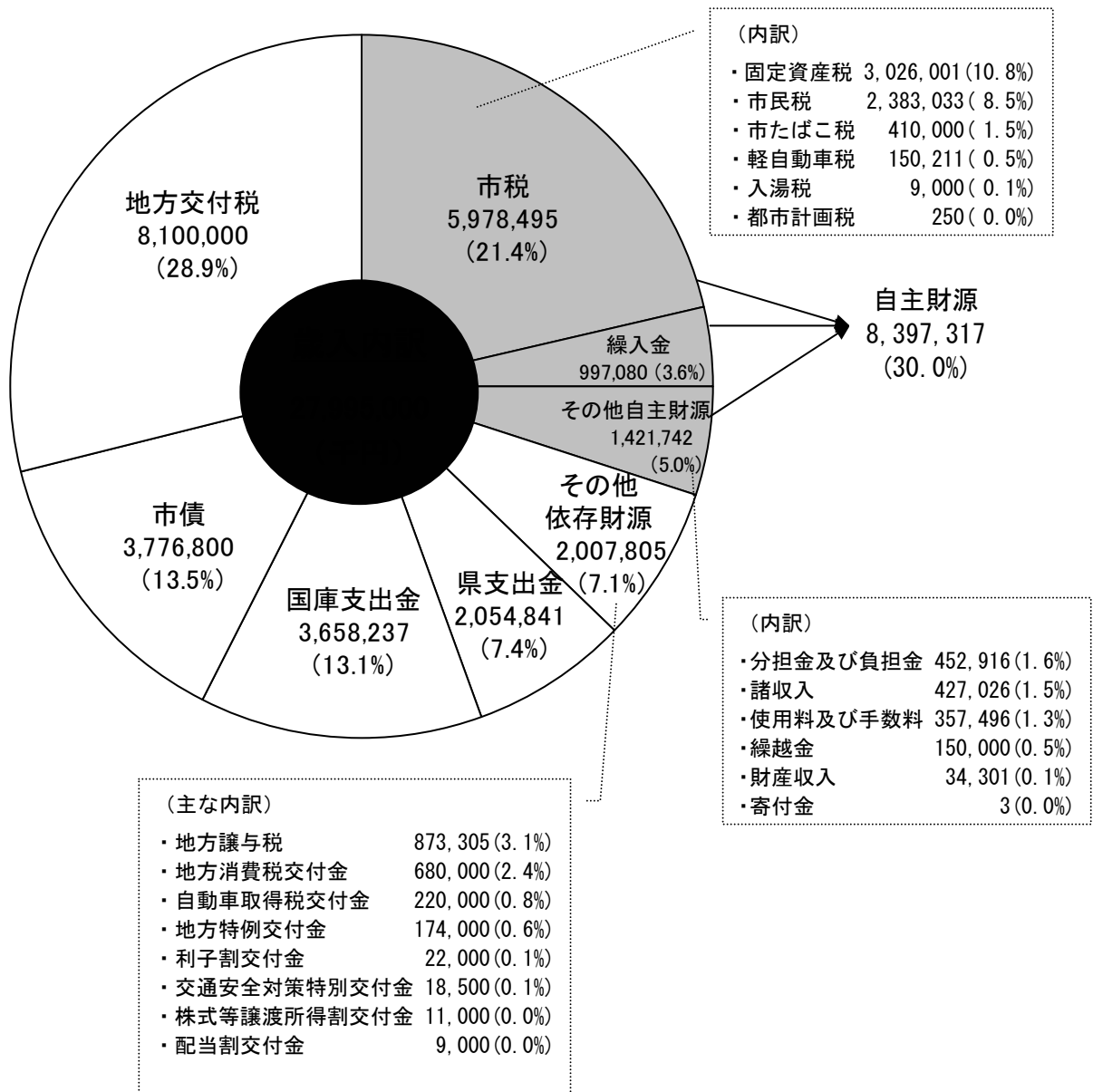
(3) 財源の確保

本市の歳入全体に占める自主財源の比率は約3割であり、その中でも市税が約2割を占め、自主財源の中でも特に重要な財源となっています。

一方、本市の最大の財源である地方交付税は、三位一体の改革の影響により引き続き削減される見込みであり、本市の裁量により自由に使える財源は更に減少していくものと予想されます。

今後はいかにして自主財源を確保していくかが重要な課題となってくるため、市税等の収納率向上とともに、就業支援等による税収増や受益者負担の適正化を図りながら、自主財源の確保に努めます。

◆ 平成18年度当初予算



取組項目	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21
財政計画の作成	総合計画（実施計画）の作成にあわせ、将来の見通しに立った財政計画を作成し、効率的かつ計画的な財政運営を行う。		実施	継続		
民間経営感覚の導入	市民にわかりやすい財務情報を提供するため、バランスシート、行政コスト計算書を作成する。		準備	実施	継続	
経常収支比率*の抑制	経常収支比率について、平成21年度において90%を超えない水準となるよう経常経費の節減を行い、財政の健全性を図る。		実施・継続			
	H16決算 94.2%					90%
公債費*の抑制	平成21年度において公債費比率* 15%、起債制限比率* 10%の目標を達成できるように公債費の抑制を図る。		実施・継続			
	【公債費比率】 H16決算 16.4%					15%
	【起債制限比率】 H16決算 10.6%					10%
物件費の節減	旅費、需用費等の物件費について、平成21年度までに平成16年度比で15%程度削減する。		実施・継続			
	H16決算 約30億円					26億円

取組項目	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21
市税等の確保	適正な賦課とともに、負担の公平性を図るため、引き続き徴収体制を充実させ、収納率の維持向上に努める。また、就業支援等による税収増を図ります。					
市有財産の有効活用	長期に利用見込みのない普通財産について、売却処分や貸付等を行い、財産の有効活用を図る。					
受益者負担の適正化	使用料等について、現行料金や減免規定の見直しを行い、受益者負担の適正化を図る。					

※ 経常収支比率

人件費・扶助費・公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税・地方交付税・地方譲与税などの経常一般財源収入がどの程度使われているかをみる。財政の弾力性を判断するための指標。

※ 公債費

地方債（借入金）の返済に充てるお金（元金・利子）。

※ 公債費比率

地方債の元利償還金が一般財源に占める割合のことをいい、経常収支比率と同様に、この数値が低いほど政策的に使えるお金が多くあることを示す。

※ 起債制限比率

公債費から、地方交付税で補てんされる経費を除いた数値が、市税などの一般財源に占める割合をいう。この数値が20%を超えると地方債の発行が制限される。

なお、平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い、新たに実質公債費比率が設けられる予定。

IV 集中改革プランの推進体制

1 進行管理と実施状況の公表

「集中改革プラン」に基づく改革の推進期間は、平成17年度から平成21年度までとし、各取組内容を毎年度フォローアップし、実施状況を広報、ホームページ等により公表していきます。

また、各取組内容については、毎年度の実施状況や社会経済状況等の環境変化に応じて見直しを行い、その結果についても公表します。

2 推進体制

「集中改革プラン」の推進に際しては、民間有識者等からなる「行政改革推進委員会」及び庁内組織である「行政改革推進本部」に対して、各取組内容の進捗状況を報告することにより進行管理を行い、実効性を確認・審査していきます。